第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規　　　１２問
無線工学　２４問　　３時間

（注）解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

［１］　次の記述は、無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第１０条）の規定に照らし、[　　]内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

①　電波法第８条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び[A]並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。

②　①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者（注１）又は登録外国点検事業者（注２）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る[B]を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、[C]を省略することができる。

注１　登録検査等事業者とは、電波法第２４条の２（検査等事業者の登録）第１項の登録を受けた者をいう。
　２　登録外国点検事業者とは、電波法第２４条の１３（外国点検事業者の登録等）第１項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
１	員数	点検の結果	その一部
２	員数	検査の結果	当該検査
３	技能	点検の結果	当該検査
４	技能	検査の結果	その一部

［２］　次に掲げる事項のうち、固定局の免許状に記載される事項に該当しないものはどれか。電波法（第１４条）の規定に照らし、下の１から４までのうちから一つ選べ。

１　免許人の氏名又は名称及び住所
２　無線局の目的
３　通信の相手方及び通信事項
４　空中線の型式及び構成

［３］　周波数測定装置の備付け等に関する次の記述のうち、電波法（第３１条及び第３７条）及び電波法施行規則（第１１条の３）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の１から４までのうちから一つ選べ。

１　総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の２分の１以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

２　電波法第３１条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）。

注　ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

３　４７０MHz 以下の周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第３１条に規定する周波数測定装置を備え付けなければならない。

４　空中線電力が１０ワット以下の送信設備には、電波法第３１条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。

［４］　次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「占有周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第２条）の規定に照らし、　　　内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の　　　内には、同じ字句が入るものとする。

①　「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の［A］からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表わす。

②　「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻（ふく）射され、及びその下限の周波数未満において輻（ふく）射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻（ふく）射される全平均電力の［B］に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等［B］の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

	A	B
1	特性周波数の割当周波数	０．５パーセント
2	特性周波数の基準周波数	０．５パーセント
3	特性周波数の割当周波数	０．１パーセント
4	特性周波数の基準周波数	０．１パーセント

［５］　次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第３６条の２）及び電波法施行規則（第３２条の５）の規定に照らし、　　　内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

①　人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により［A］することのできるものでなければならない。

②　人工衛星局は、その［B］を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

③　②の総務省令で定める人工衛星局は、対地静止衛星に開設する［C］とする。

	A	B	C
1	空中線電力を直ちに変更	無線設備の設置場所	人工衛星局以外の人工衛星局
2	空中線電力を直ちに変更	発射する電波の周波数	人工衛星局
3	電波の発射を直ちに停止	発射する電波の周波数	人工衛星局
4	電波の発射を直ちに停止	無線設備の設置場所	人工衛星局以外の人工衛星局

［６］　次の記述は、第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作の範囲について述べたものである。電波法施行令（第３条）の規定に照らし、　　　内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

①　陸上の無線局の空中線電力［A］以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で［B］以上の周波数の電波を使用するものの［C］

②　①に掲げる操作以外の操作で第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの

	A	B	C
1	５００ワット	３０メガヘルツ	技術操作
2	７５０ワット	７０メガヘルツ	通信操作
3	７５０ワット	３０メガヘルツ	技術操作
4	５００ワット	７０メガヘルツ	通信操作

［7］　次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第５９条及び第１０９条）の規定に照らし、[　　　] 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

①　何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、[A]（電気通信事業法第４条（秘密の保護）第１項又は第１６４条（適用除外等）第２項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

②　無線局の取扱中に係る [B] の秘密を漏らし、又は窃用した者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

③　[C] がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	特定の相手方に対して行われる無線通信	無線通信	無線通信の業務に従事する者
2	特定の相手方に対して行われる無線通信	暗語による無線通信	無線通信の業務に従事する者
3	総務省令で定める周波数により行われる無線通信	暗語による無線通信	無線従事者
4	総務省令で定める周波数により行われる無線通信	無線通信	無線従事者

［8］　次の記述のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に該当するものはどれか。電波法（第５７条）の規定に照らし、下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　実用化試験局を運用する場合

2　総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合

3　無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する場合

4　工事設計書に記載された空中線を使用することができない場合

［9］　次の記述は、無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第７６条）の規定に照らし、[　　　] 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

(1)　正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き [A] 以上休止したとき。

(2)　不正な手段により無線局の免許を受けたとき。

(3)　不正な手段により識別信号、[B] 、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。

(4)　[C] の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。

(5)　免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	３箇月	周波数	無線局の運用
2	３箇月	電波の型式、周波数	電波の発射
3	６箇月	周波数	電波の発射
4	６箇月	電波の型式、周波数	無線局の運用

[10]　その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないため、総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられた無線局は、その発射する電波の質を総務省令の定めるものに適合するよう措置したときは、どうしなければならないか。電波法（第７２条）の規定に照らし、下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　直ちにその電波を発射する。

2　その旨を総務大臣に申し出る。

3　電波の発射を開始した後、その旨を総務大臣に申し出る。

4　他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、電波を発射する。

[11]　次の記述は、総務大臣への報告について述べたものである。電波法（第８０条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

無線局の免許人又は登録人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

(1)　遭難通信、緊急通信、安全通信又は［ A ］を行ったとき。

(2)　電波法又は［ B ］の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

(3)　無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

	A	B
1	非常通信	電気通信事業法
2	非常通信	電波法に基づく命令
3	無線機器の試験又は調整のための通信	電気通信事業法
4	無線機器の試験又は調整のための通信	電波法に基づく命令

[12]　次に掲げる書類のうち、固定局に備え付けておかなければならないものはどれか。電波法施行規則（第３８条）の規定に照らし、下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　無線従事者選解任届の写し

2　電波法及びこれに基づく命令の集録

3　無線設備の取扱説明書

4　免許状